情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

インターネット公売について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第17条第1項第4号(電子計算機の外部結合)

【事前報告】

第14条第1項(個人情報の電子計算機処理の委託、電磁的媒体の提供を伴う委託、重要な個人情報の提供等 を伴う委託、指定管理者に公の施設の管理を行わせる、再委託、派遣労働者を受け入れる)

(担当部課: 総務部 税務課)

担当係 納税係 担当者 楠田 博 内線(2664)

事業の概要

| A NIA A IMPA | | | | | |
|--------------|---------------------------------------|--|--|--|--|
| 事業名 | インターネット公売 | | | | |
| 担当課 | 総務部税務課 | | | | |
| 目的 | 差押財産の公売 | | | | |
| 対象者 | 一般 | | | | |
| 事業内容 | ネットオークションサイトを利用して、滞納処分により差し押さえた財産(動産、 | | | | |
| | 有価証券、自動車、不動産、及び無体財産権)の公売情報を広く一般に周知し、効 | | | | |
| | 率的に多数の入札者等を確保することにより、高価で有利な差押財産の売却を図 | | | | |
| | り、特別区税の税収確保を目指す。 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

件名 インターネット公売のための業者との外部結合について

| 担当課 | 総務部税務課 | | | |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 登録業務の名称 | 特別区民税・都民税及び軽自動車税 | | | |
| 結合される情報項目 (だれの、どのような項目か) | 1 区の情報項目 (区から提供する個人情報は無し) 自治体名、公売物件の概要、品目、写真、見積価格 業者の情報項目 2 競り売り・入札参加者(入札者等)についての下記情報項目 【個人】 住所、氏名、電話番号、メールアドレス、ネットオークション開設業者が、入札者 等に与えているID、公売保証金の納付方法、納付状況、入札金額 【法人】 所在地、名称、代表者氏名、電話番号、メールアドレス、ネットオークション開設 業者が、入札者等に与えているID、公売保証金の納付方法、納付状況、入札 金額 | | | |
| 結合の相手方 | ネットオークション開設業者 | | | |
| 結合する理由 | ネットオークションサイトを利用して差押財産(動産、有価証券、自動車、不動産、及び無体財産権等)の公売情報を広く一般に周知し、効率的に多数の入札者等を確保することにより、高価で有利な差押財産の売却を図り、特別区税の税収確保を目指す。 | | | |
| 結合の形態 | インターネット(SSL) | | | |
| 結合の開始時期と期間 | 平成19年10月(毎年継続) | | | |
| 情報保護対策 | データ伝送を保護するために SSL 暗号を使用する。 | | | |

件名 インターネット公売システム利用契約について

| 区保有情報 | | 委託業者及び委託に伴う提供情報 | | | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 保有課 登録業務の名称 | 総務部税務課 特別区民税・都民税及び 軽自動車税 | 委託先 | ネットオークション開設業者 | | |
| 情報はどのような媒体 に記録されているか | 紙) 電磁的媒体) その他() | 情報はどのような媒体 で提供するのか、取 扱わせるのか | 紙 電磁的媒体() その他(インターネット(SSL)) | | |
| 保有している 情報項目 | 別紙のとおり | 保有情報のうち、業務 委託に伴い 提供する項目又は 処理を依頼する項目 | 自治体名、公売物件の概要、品 目、写真、見積価格 | | |
| | | 業務委託に伴い収集させる個人情報項目 | 【個人】入札者等の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、ネットオークション開設業者が、入札者等に与えているID、公売保証金の納付方法、納付状況、入札金額【法人】入札者等の所在地、名称、代表所氏名、電話番号、メールアドレス、ネットオークション開設業者が、入札者等に与えているID、公売保証金の納付方法、納付状況、入札金額 | | |
| 委託の理由 | ネットオークションサイトを利用して公売情報を広く一般に周知し、効率的に多数の入札者等を確保することにより、大幅な税収増加が期待できる。 | | | | |
| 委託内容 | ネットオークションサイトに自治体名、公売物件の概要、品目、写真、見積価格を掲載し、オークションを実施する。 | | | | |
| 委託の開始時期及び 期限 | 平成19年10月(毎年継続) | | | | |
| 委託にあたり区が行う 情報保護対策 | 契約にあたっては、「特記事項」を 付す。 | 受託事業者としての 情報保護対策 | 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「BS7799-2-2002」及び日本国内規格である「ISMS 認証基準(Ver.2.0)」の認証を取得し、個人情報の保護を行っている。 | | |

保有する情報項目

【特別区民税·都民税】

氏名、住所、税目、課税年度、相当年度、期別、納税通知書番号、納税額、延滞金、納期限、払込指定期限、 科目コード、所属コード、現年・過年・滞繰の別、処理区分、取扱区分

調定額、収納種別、過不足額、送付番号、収納年月日、領収年月日、分納回、分納番号、課税額、発付年月日、公示年月日、取立費用、滞納処分費、徴収嘱託、催告停止、完結年度、欠損処理、誓約年月日、納付委託総括欄、処分総括欄、延滞金日数、納税管理人、口座情報

【軽自動車税】

氏名、住所、税目、課税年度、相当年度、納税通知書番号、標識番号、納税額、延滞金、納期限、払込指定 期限、科目コード、所属コード、現年・過年・滞繰の別、処理区分、取扱区分

調定額、収納種別、過不足額、送付番号、収納年月日、領収年月日、課税額、発付年月日、公示年月日、取立費用、滞納処分費、徴収嘱託、催告停止、完結年度、欠損処理、誓約年月日、納付委託総括欄、処分総括欄、延滞金日数、納税管理人、定置場、車種、課税区分、異動年月日、車両区分

【差押物件】

公売物件の概要、品目、写真、見積価額

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務 (以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後において も同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を 除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、 甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等 を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、 その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

/ 卧杏 `

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

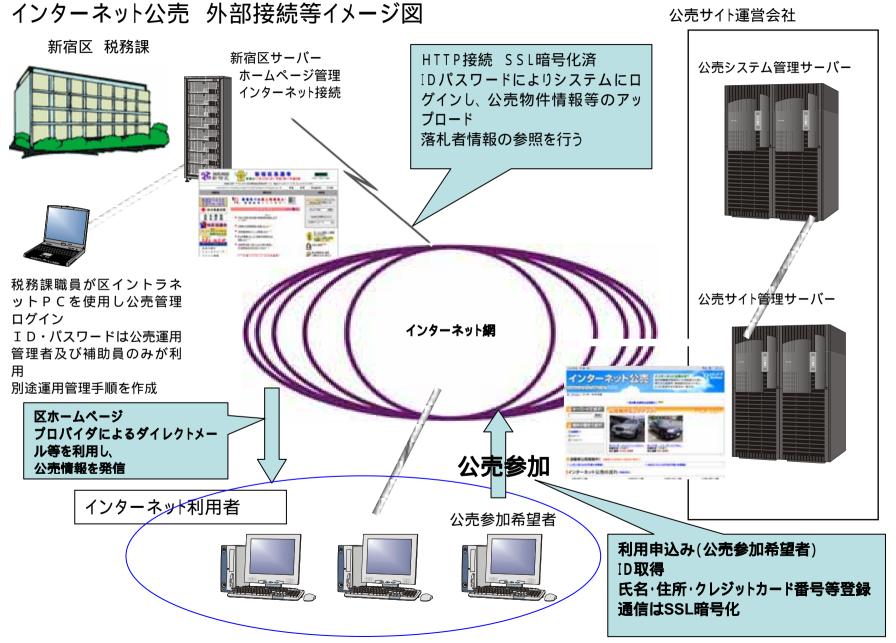
(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

付属資料1



インターネット公売 とは

自治体など公的機関がネットオークションを利用して差し押さえ品の売却などの公売を行なうこと。 平成16年7月に、東京都主税局がヤフー株式会社と提携して同社の「Yahoo!オークション」を通じて実施したのが最初。

自治体や国は税の滞納者から財産を差押し、オークションで売却して税の支払いに充てている。これを公売というが、不動産の公売が活発なのに対して動産(モノ)の公売は参加者(買い手)が少なく、なかなか買い手が見つからなかったり、オークションにならず低額で落札されてしまうといった問題があった。

このため、日ごろから個人間で多くの取引が行なわれているネットオークションに出品し、多くの買い手を募って売却 しようというアイデアが生まれた。

インターネット公売の登場により、公売情報をネットで広く周知できるメリットもあり、入札参加者を増やすことや、 従来は売却できないために差押を躊躇していた財産が売却できるようになっただけでなく、従来売却できていたものも高 価で売却できるようになり、税収の増加も期待できる。

インターネット公売の実施は、差押物件の高価売却のみでなく、区の差押えの実施状況・差押え物件の広告としての側面も併せ持ち、税滞納の抑止力としても効果が発揮され、結果として税制度の公平性に大きく貢献するものと考えている。

利用方法(区) ヤフー株式会社の場合

(1)利用申込書(別添)を提出するのみ。負担は公売物件の落札時、落札価格の3% (税別、滞納処分費となる。落札価格が1億円超の場合、300万円+(落札価格-1億円)×1%)

利用申込書は区長名で行う。今後、国保等の参加時、改めて申し込みを行う必要がない。

- (2)公売システム(名称:公売ナビ)の利用、公売物件の出品には一切費用が発生しない。
- (3)利用申込みは1回行えば毎年度自動更新。
- (4)年6回(18年度実績)の公売サイト開設時に、他自治体とともに参加。各回の参加・不参加は、開催前にヤフー株式会社側に通知する。

インターネット公売参加の流れ

公売物件の公開

公売物件を事前に公開。物件の公開は、入札開始のおよそ2週間から1か月前より開始。

公売参加申込み

参加したい物件ごとに公売参加申し込みを行う。公売保証金の納付が必要な物件への申し込みの場合は、公売保証金を納付する。公売参加申し込みを行ったYahoo! JAPAN IDでのみ公売への参加が可能(公売保証金の有無は、物件ごとに設定)。

申込み締め切り

公売参加申し込みの締め切り後は、参加申し込みはできない。

入札.開始

事前に申し込みを行った公売物件に入札。

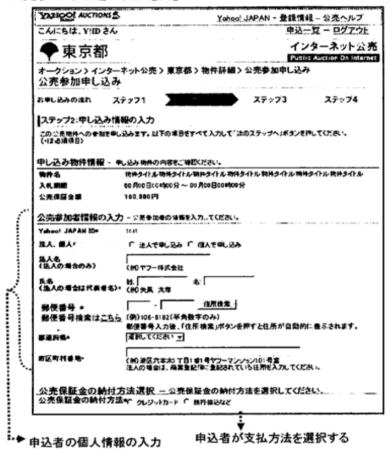
入札期間終了・落札

落札者は、区からの指示に従って買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付。物件の権利移転の手続は別途行う。

公売保証金の返還

公売保証金の納付が必要な公売物件における、落札者 以外の申込者へは、原則として公売保証金を全額返還 する。クレジットカード利用の場合は、カードの引き 落としは行われない。クレジットカード以外の方法で 支払った場合は、公売終了後、指定の口座に還付を行 う。

■ 公売参加申し込み画面【例】



参加条件と必要な登録(ヤフー株式会社の場合)

20歳以上で日本語を完全に理解し、実施する行政機関の公売ガイドラインなどを厳守できる者で、事前に公売保証金を納付した者に限る。また、インターネット公売に参加するために以下の登録が必要となる。

インターネット公売への参加に必要な登録(登録は無料)

·Yahoo! JAPAN IDの登録・登録メールアドレスの確認

インターネット公売 決済方法について(クレジットカードを利用した場合) オン納付 - 公売参加申込者が自己名義等のクレジットカードを利用して公売保証金を支払う方法 執行機関は地方自治法施行令第158条第1項の規定により公売参加者から直接クレジットカードによ る納付を受けることができません。 当社をオンライン納付する公売参加者の代理人とすることで納付が可能となります。 一 行政機関は代理人である当社とのみ公売保証金の納付及び返還手続を行うことになります。 →事務が非常に効率的になります。 【公売参加申込者側】 商品詳細ページから「本申込」を行う 申込画面で納付方法を「クレジットカード」を選択 **写【執行機**関側】 ⚠【代理人=ヤフ─側】 クレジットカード情報の入力 カードの認証と公売保証金分の与信枠確保 本申込完了 6 6 入札参加資格の付与 与信枠の確保を証する認証書面の準備 8代理人の保証金納付を猶予 返還事務等の軽減化のため代理人 の公売保証金納付を猶予いただい 与信枠の確保を証する認証書面を提出 ております。 参加自治体(ヤフー) ヤフーのインターネット公売参加自治体名 ■参加自治体名 (49自治体様) ·北海道 ·青森県 ·宮城県 ·福島県 ·埼玉県 ·東京都 ·群馬県 ·新潟県 ·福井県 ·岐阜県 ·三重県 ·大阪府 ·京都府 ·広島県 ·鳥取県 ·香川県 ·高知県 ·福岡県 ·熊本県 ·宮崎県 ·鹿児島県·赤平市 ·多賀城市·喜多方市·三春町 ·前橋市 ·蕨市 ・西東京市・市川市 ・川崎市 ・長野市 ・真田町 ・山ノ内町・富田林市 ・河内長野市 ·高槻市 ·京都市 ·芦屋市 ·明石市 ·三木市 ·大津市 ·大淀町 ·伊根町 ·倉敷市 ·北九州市·長崎市 ·波佐見町·鹿屋市 ·茨城県租税債権管理機構 平成18年6月1日現在